

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 9 年 4 月 2 7 日 (木)

杉 並 区 議 会

目 次

臨時会の招集請求について	3
議席の一部変更について	3
特別委員会について	4
議会運営委員会委員の割当てについて	4
各種審議会委員等候補者の推薦について	5
平成29年第2回定例会の日程について	5
タブレット端末導入に関する検討について	6
その他	
(1) 本庁舎地下駐車場出口部分のスロープ滑り止め塗装工事に伴う駐車 場の通行制限等について	7
(2) 議員による「ふるさと納税」について	7

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成29年4月27日(木)		午前10時00分～午前10時12分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや	理事 大和田 伸	理事 島田 敏光	理事 増田 裕一
	理事 そね 文子	理事 山田 耕平	理事 松浦 芳子	
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 川原口 宏之		
出席理事者				
事務局職員	事務局長 佐野 宗昭	事務局次長 事務取扱区議 会事務局参事	植田 敏郎	
	議事係長 蓑輪 悦男	庶務係長	本島 健治	
	調査係長 福羅 克巳	議会法務係 担当	尾上 健	
	担当書記 十亀 倫行			

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《臨時会の招集請求について》

脇坂理事 まず、臨時会の招集請求について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。議長から議運委員長宛てに、臨時会招集請求についての諮問文の案である。

地方自治法第101条第2項に、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」と規定されている。議会の代表者たる議長が議会運営委員会の議決を経て臨時会の招集を求める権限を付与されているものと解され、今回は、この規定に基づいて区長に招集請求するものである。

また、同文中の諮問については、議会運営委員会について規定している地方自治法第109条第3項において、同委員会の調査事項として「議長の諮問に関する事項」が記されている。

諮問文については、会議に付議すべき事件を資料1に記載の4点とし、臨時会招集日を5月17日と請求する内容である。この内容で問題がなければ、この諮問文で議長から議会運営委員会に諮問することと考えている。

脇坂理事 今事務局から説明があった、ただいまの説明について何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、諮問文の内容についてはこれでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにする。この後の議会運営委員会において、この議長からの諮問事項を協議することとする。

《議席の一部変更について》

脇坂理事 続いて、議席の一部変更についてである。

事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。前回の理事会での意見を踏まえた議席の変更案である。

20番の富田議員を34番に、7番の上保議員を20番に、1番の奥田議員を7番に変更するものである。この案でよければ、議席の変更は臨時会招集日の最後に諮り、実際に変

更されるのは次の本会議からとしてはいかがか。

なお、裏面は、参考に現在の本会議の議席を示している。

脇坂理事 ただいまの説明について何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、この後の議会運営委員会でも議題とする。

《特別委員会について》

脇坂理事 続いて、特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料3をごらんいただきたい。前回の理事会での意見を踏まえ、変更案を作成した。

変更内容は、災害対策特別委員会については、調査事項から「エネルギー問題」を削り、文化芸術・スポーツに関する特別委員会については、調査事項に「東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたにぎわい創出」を加えたものである。確認のほど、お願いします。

脇坂理事 前回の理事会でも各会派から意見をいただいたが、その後、松浦理事からも意見をいただいたが、調整の結果、こうした案で示しているところである。

そうした意味において、災害対策特別委員会については、調査事項の「エネルギー問題」を削り、文化芸術・スポーツに関する特別委員会については、調査事項に「東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたにぎわい創出」を加え、いずれも資料3に記載の調査事項のとおり変更したいと考えているが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにする。

《議会運営委員会委員の割当てについて》

脇坂理事 続いて、議会運営委員会委員の割り当てについて、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。

申し合わせにより、交渉会派の人数案分で会派ごとの選出委員数を割り当てたものである。条例定数は12人となっているが、今回、人数案分をしたところ、選出委員数が11人となり、小数点以下0.43で、自民、共産、自無の3会派で同率となった。このうち1会派を1人ふやすと12人でおさまる計算となる。議運の人数の配分について検討いただきたい。

脇坂理事 では、この件について、当該会派から意見をいただきたいと思う。

大和田理事 今、次長の説明にあったとおり、うちと共産と自無が小数点以下で並んでいる。変にわだかまりを生むというのもあれなので、最大多数会派ということで、うちがプラス1ということで主張していきたいと思う。

山田理事 私たちの会派としても、そもそも私たちの会派の議員が辞職をしているという点もあるので、3会派が協議をした上で決められればいかなと考えている。

松浦理事 私たちの会派もプラス1でお願いしたいと思っているが、3会派同率なので、話し合いで決めたほうが良いと思っている。

脇坂理事 では、今3会派からそれぞれ、最終的には3会派の中で協議をしてほしいという意見があったので、この件に関しては持ち帰りとしたと思う。次回の理事会までに決定することとしたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、議会運営委員会委員の割り当てについては、次回理事会で決定することとする。

《各種審議会委員等候補者の推薦について》

脇坂理事 続いて、各種審議会委員等候補者の推薦について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。区長から、資料5のとおり、4月21日付で各種審議会委員等候補者の推薦依頼があった。

なお、一覧表一番下の欄にある杉並清掃工場建設協議会など3会議体については、2枚目の資料もごらんいただきたい。杉並清掃工場建設協議会については、2名の推薦としている。年度の途中で協議会が切りかわるため、杉並清掃工場管理運営に関する検討会と杉並清掃工場運営協議会について、同一委員の推薦を依頼されている。2枚目の資料のとおり、2つの会議体が並行して行われ、9月に2つとも廃止され、10月から杉並清掃工場運営協議会に移行するとのことである。2名、同じ方に継続する形になる3つの会議体を担っていただきたいとの意向を所管より受けている。

脇坂理事 この件については、今後、各委員等を調整していくので、よろしく願います。

《平成29年第2回定例会の日程について》

脇坂理事 続いて、平成29年第2回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料6をごらんいただきたい。

5月30日から6月16日まで、会期は18日間。初日と最終日は午後1時開会予定、2日目から中日は午前10時開会を予定、1日1委員会とする日程（案）である。

なお、日程（案）については、本日議運で承認された後、ホームページ等で区民に周知する予定である。

脇坂理事 ただいまの説明については何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、第2回定例会の日程（案）については、ただいま説明のとおりとするので、よろしく願います。

《タブレット端末導入に関する検討について》

脇坂理事 続いて、タブレット端末導入に関する検討について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料7をごらんいただきたい。

タブレット端末導入に向けた今後の取り組みについて、前回の理事会で、議長のもとに検討会を設置することで合意いただき、名称等、詳細については、議長一任となっていた。資料7のとおり、議長案として示している。確認のほど、願います。

なお、資料7に書いている名称については、「タブレット端末導入等に関する検討会」ということで、タブレット端末導入を第一とし、そのほか議会のICTにかかわるものについて検討もしていただきたい。差し当たっては、タブレット端末導入に関して、秋の予算見積もり、ことしの9月末までに検討報告書を出していただくことが重要なポイントである。

目的は記載のとおりである。位置づけは議長のもとに、構成は、交渉会派から1名ずつ、非交渉会派からも1名選出するという案である。

脇坂理事 この件については、議長一任となっていたが、この内容でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、この内容でタブレット端末導入等に関する検討会を設置するということで、議会運営委員会へ諮りたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにする。

《その他》

(1) 本庁舎地下駐車場出口部分のスロープ滑り止め塗装工事に伴う駐車場の通行制限等について

脇坂理事 続いて、本庁舎地下駐車場出口部分のスロープ滑り止め塗装工事に伴う駐車場の通行制限等について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料8をごらんいただきたい。

本件に関しては、既に各議員にポスティングをさせていただいたところである。工事期間中は、資料のとおり車両の通行制限等を行う。工事実施日、工事内容、通行制限について十分留意いただき、連休中、交通量が少ないと思うが、事故などを起こさぬよう十分注意のほど、お願いします。

脇坂理事 ただいまの説明については何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 ないようなので、この件については協力をお願いしたいと思う。

(2) 議員による「ふるさと納税」について

脇坂理事 続いて、議員によるふるさと納税について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料9をごらんいただきたい。

本件に関しても、既に各議員にポスティングをさせていただいたところである。杉並区議会議員においては、杉並区にふるさと納税を行うことは寄附行為に当たり、できない旨の周知であるので、この点に関しても注意のほど、よろしくお願いします。

脇坂理事 ただいまの説明については何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 では、この件については、議員各位においては十分留意いただくようお願いする。

本日の日程は以上だが、ほかに何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、本日の議会運営委員会理事会を閉会する。

(午前10時12分 閉会)